

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年6月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000838号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100023号

第1 結論

請求者のA社における平成29年10月1日から平成30年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年10月から平成30年4月までの標準報酬月額については26万円から36万円とする。

平成29年10月から平成30年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年10月から平成30年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年10月1日から平成30年5月1日まで

請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、届出が遅れたことにより保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給料台帳(以下「給料台帳」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成29年10月1日から平成30年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年10月から平成30年4月までの期間について、請求者の標準報酬月額に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年6月1日に提出し、厚生年金保

険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000839 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100024 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 9 月の標準報酬月額については 9 万 8,000 円から 20 万円、平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月までの標準報酬月額については 8 万 8,000 円から 20 万円、平成 29 年 10 月から平成 30 年 4 月までの標準報酬月額については 8 万 8,000 円から 30 万円とする。

平成 28 年 9 月から平成 30 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 9 月から平成 30 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日まで

請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、届出が遅れたことにより保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給料台帳 (以下「給料台帳」という。) により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額 (以下「本来の報酬月額」という。) に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月

額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成 28 年 9 月から平成 29 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から平成 30 年 4 月までは 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 9 月から平成 30 年 4 月までの期間について、請求者の標準報酬月額に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 2 年 6 月 1 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000906 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100025 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月から平成 30 年 4 月までの標準報酬月額については 24 万円から 26 万円とする。

平成 29 年 9 月から平成 30 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 9 月から平成 30 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日まで

請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、26 万円に基づく保険料が控除されていたが保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された給料台帳 (以下「給料台帳」という。) により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額 (以下「本来の報酬月額」という。) に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬

月額については、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年9月から平成30年4月までの期間について、請求者の標準報酬月額に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年6月1日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年9月1日から平成30年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。